平成２７年（フ）第２２４号
奈良県大和郡山市矢田町6449番地15　レオパレスＹＡＭＡＤＡｔｗｏ103号
債務者　大原　拓也
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０号
香川県丸亀市郡家町35番地６
債務者　髙畑　元春
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７８号
香川県丸亀市土居町１丁目４番13―307号湊マンション
債務者　國方　泰博
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第８１号
香川県丸亀市郡家町3442番地プルミエールアライＣ―５号
債務者　岡　　直子（旧姓射場）
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市日宇町2721番地、住民票上の住所長崎県佐世保市峰坂町５番41号
債務者　村田　静子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
北海道苫小牧市柏木町６丁目８番20号　コーポイワオ101
債務者　藤澤　静子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６９号
福島県二本松市木幡字表136番地
債務者　荻野　貴浩
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２９３号
川崎市川崎区小田３丁目20番11号　202　高橋方
債務者　磯村　勝一（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
川崎市中原区宮内１丁目２番３―305号　ラ・メゾン等々力
債務者　大橋　　茜（旧姓森西）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
川崎市高津区上作延485番地７　三田ビル３Ｆ
債務者　渡邉　明美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
川崎市麻生区岡上484番地　グレース宮野210
債務者　広瀬　泰裕
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
川崎市高津区蟹ケ谷92番地１　クイーンヒルズ日吉　501
債務者　小泉ひろみ
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
川崎市多摩区登戸2519番地　小林コーポ202、前住所川崎市多摩区登戸2824番地　エコトピア　202
債務者　田丸　成子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
川崎市高津区久地４丁目13番６号　ウェールスタナカ　３Ｄ
債務者　中村　直人
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７０号
川崎市川崎区池上新町１丁目７番８―508号　川崎ダイヤモンドパレス
債務者　木村　聡香
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
新潟県五泉市愛宕甲2874番地10
債務者　大倉　貴博
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２２号
新潟市東区臨港１丁目11番26号
債務者　鈴木　正司
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部